



第3章

塩尻市地球温暖化対策実行計画

2017 年度定期見直し版

地球温暖化対策地方公共団体実行計画
(区域施策編)

1 基本的事項

(1) 地球温暖化の現況

地球温暖化問題は、地球規模という空間的広がりとは将来にわたる影響という時間的広がりを持つ大きな環境問題です。その主な原因は、人為起源の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であることが明らかになっており、世界の地表面温度の年平均値は、過去 130 年余の間に 0.85℃上昇し、これからも温室効果ガスを同じように排出し続けられれば、今世紀末に最大で 4.8℃上昇すると予測されています。

2015 年、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、2020 年以降の地球温暖化対策として、世界 196 カ国・地域が参加するパリ協定が採択されました。パリ協定には、世界共通の長期目標として産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑制するとともに、1.5℃までに抑える努力を継続すること、各国が 5 年ごとに削減目標を更新すること、気候変動の影響に対する「適応」能力を拡充することなどが盛り込まれました。パリ協定は、発効の要件となる温室効果ガス総排出量の 55%以上、55 カ国以上の批准を満たしたため、2016 年 11 月 4 日に発効され、我が国も同年 11 月 8 日に批准しました。

このような中、我が国では、2020 年以降の新たな温室効果ガス削減目標として、2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比 26%減の水準とする「日本の約束草案」が閣議決定され、2015 年 11 月には「気候変動の影響への適応計画」が、2016 年 5 月には「地球温暖化対策計画」が策定されました。

地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、台風等による被害も観測されています。

このように、地球規模で深刻な問題となっている地球温暖化の対策を進めるためには、国や県による広域的な取り組みだけでなく、地域から温室効果ガスの排出量の削減を推進するため、市町村による地域の特性を考慮した取り組みが必要となります。

そこで、本市の地球温暖化対策を具体的に推進するために、「塩尻市地球温暖化対策実行計画」を策定し、より実効的な取り組みを市民・事業者と協働により推進し、地域から排出される温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

(2) 計画の位置づけ

「塩尻市地球温暖化対策実行計画 2017 年度定期見直し版」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市の地球温暖化対策の取り組みを定めたものです。

本実行計画は、市域における温室効果ガスの排出の抑制等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」(区域施策編)で、*低炭素社会実現に向けた取り組みを具体的にするための計画として、第二次塩尻市環境基本計画 2017 年度定期見直し版の中に位置づけます。

(3) 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、対象とする温室効果ガスは以下の 7 種類のガスとしていますが、本実行計画では、二酸化炭素の 1 種類を対象とし、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は、排出量の把握が困難なことから対象としていません。

なお、2015 年度の国全体の温室効果ガス排出量に占める二酸化炭素の割合は、92.7% となっています（国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスの温室効果ガス排出量集計による）。

◆対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象としているガスの種類	人為的な発生源	本計画の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門等における燃料の燃焼により排出 全温室効果ガスの 95% を占め、温暖化の影響大	○
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵等、農業部門等から排出	×
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや家畜のふん尿等、農業部門等から排出	×
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤等に使用	×
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品の不活性液体等として使用	×
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用として使用	×
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体等製造用として使用	×

2 地球温暖化対策への取り組み

(1) 塩尻市の地球温暖化対策の現状と課題

本市では、「塩尻市地域新エネルギービジョン」(2004 年 2 月作成)により化石燃料に代わる*再生可能エネルギーの普及と「塩尻市地域省エネルギービジョン」(2006 年 2 月作成)により省資源・*省エネルギーの促進を図ってきました。

市民向けの取り組みとして、太陽光発電設備や*ペレットストーブ等の設置補助による再生可能エネルギー利用設備設置の促進や、燃料電池、家庭用蓄電池、*HEMS・*省エネナビの設置補助、簡易版環境家計簿「*しおじりエコふぁみりー」の普及による省資源・省エネルギーの実践行動の促進、地区説明会や出前講座等による地球温暖化防止に関する啓発・情報提供を行ってきました。

また、事業者向けの取り組みとして、*塩尻環境スタンダード等の*環境マネジメントシステムの普及により事業活動における省資源・省エネルギーを促進してきました。

このように、市民・事業所・市が一体となって省資源・省エネルギーの取り組みを進めていますが、地球温暖化対策の取り組み内容が浸透しきれていないのが現状です。

地球温暖化の影響を低減し、持続可能な社会を構築するため、引き続き、市民・事業者の省資源・省エネルギーの取り組みを促進するとともに、*木質バイオマスの更なる利活用や*3Rの実践、森林や農地等、地域環境の整備及び改善に努めていく必要があります。

3 温室効果ガス排出量の現状

(1) 温室効果ガス(二酸化炭素・CO₂)排出量の算定方法

本実行計画では、市域における二酸化炭素排出量を「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き(別冊1)」(環境省・2014 年 2 月発行)により、以下に示す方法で推計しました。

分野・部門			算定式	出典資料
エネルギー消費	産業部門	製造業	長野県製造業の炭素排出量 × 製造品出荷額比率 × ※ ¹ 44/12 (排出される CO ₂ は製造業の製造品出荷額に比例すると仮定※ ²)	・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計 (経済産業省)
		建設業・鉱業	長野県建設業・鉱業の炭素排出量 × 従業者数比率 × ※ ¹ 44/12 (排出される CO ₂ は建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定※ ²)	・都道府県別エネルギー消費統計 (経済産業省) ・経済センサス基礎調査 (総務省)
		農 林 水産業	長野県農林水産業の炭素排出量 × 従業者数比率 × ※ ¹ 44/12 (排出される CO ₂ は農林水産業の従業者数に比例すると仮定※ ²)	・都道府県別エネルギー消費統計 (経済産業省) ・経済センサス基礎調査 (総務省)
	業務その他部門 (民生部門その他)		長野県業務部門の炭素排出量 × 業務系建物延床面積比率 × ※ ¹ 44/12 (排出される CO ₂ は業務部門の床面積に比例すると仮定※ ²)	・都道府県別エネルギー消費統計 (経済産業省) ・固定資産の価格等の概要調書 (総務省・塩尻市)
	家庭部門 (民生部門家庭)		長野県家庭部門の炭素排出量 × 世帯数比率 × ※ ¹ 44/12 (排出される CO ₂ は世帯数に比例すると仮定※ ²)	・都道府県別エネルギー消費統計 (経済産業省) ・住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数 (総務省)
	運輸部門	自動車	全国自動車車種別の炭素排出量 (乗用車・バス・貨物自動車) × 保有台数比率 × ※ ¹ 44/12 (排出される CO ₂ は自動車の保有台数に比例すると仮定※ ²)	・総合エネルギー統計 (経済産業省) ・自動車保有台数統計データ (自動車検査登録情報協会) ・長野県 市町村別自動車保有台数 (北陸信越運輸局長野運輸支局)
		鉄 道	全国鉄道の炭素排出量 × 人口比率 × ※ ¹ 44/12 (排出される CO ₂ は人口に比例すると仮定※ ²)	・総合エネルギー統計 (経済産業省) ・住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数 (総務省)
廃棄物 (ごみ)	一般廃棄物 (ごみ) の焼却		一般廃棄物焼却量 (乾燥重量) × プラ類の割合 × 廃プラの排出係数 + 一般廃棄物焼却量 (乾燥重量) × 合成繊維の割合 × 合成繊維の排出係数 (排出される CO ₂ は一般廃棄物焼却施設で焼却される、廃プラスチック及び合成繊維の量に対して排出係数を乗じて把握)	・一般廃棄物処理実態調査 (環境省)

※1 算定式では、炭素換算で表記された値を二酸化炭素換算表記に変えるために、分子量 (二酸化炭素は 44、炭素は 12) の比「44/12」を乗じています。

※2 本市では、市内のエネルギー消費データを把握することができないため、長野県全体のデータから按分することにより、排出量を推計しています。このため、実態を反映しづらく、排出量推計精度が粗くなります。

(2) 推計結果

2015 年度の本市の二酸化炭素排出量推計値は、741,410 トン-CO₂ となりました。
二酸化炭素の部門別排出量

部 門		2011 年度 推計排出量 基準年	2015 年度 推計排出量 見直し年	2015 年度 の割合
産業部門	製造業	442,261 t-CO ₂	344,407 t-CO ₂	46.5 %
	建設業・鉱業	5,456 t-CO ₂	4,829 t-CO ₂	0.7 %
	農林水産業	5,327 t-CO ₂	580 t-CO ₂	0.1 %
	小計	453,044 t-CO₂	349,816 t-CO₂	47.2 %
業務その他部門 (民生業務部門)		85,707 t-CO₂	90,863 t-CO₂	12.3 %
家庭部門 (民生家庭部門)		104,758 t-CO₂	129,566 t-CO₂	17.5 %
運輸部門	自動車	157,687 t-CO ₂	160,705 t-CO ₂	21.7 %
	鉄道	4,540 t-CO ₂	4,829 t-CO ₂	0.7 %
	小計	162,227 t-CO₂	165,533 t-CO₂	22.3 %
廃棄物部門		5,229 t-CO₂	5,632 t-CO₂	0.8 %
合 計		810,965 t-CO₂	741,410 t-CO₂	100.0 %

(3) 各部門の特徴

市域における二酸化炭素の排出量について、各種統計資料や社会的動向等からみた各部門の特徴は以下のとおりです。

産業部門	○製造品出荷額は県・市ともに近年増加傾向にあります。 ○産業部門は景気に左右される傾向が強く、今後の経済状況により排出量は大きく変動すると予想されます。
業務その他部門 (民生業務部門)	○業務系延床面積は増加しています。 ○延床面積の増加に伴う空調・照明等の増加に伴い、電力消費量は増加する傾向にあります。
家庭部門 (民生家庭部門)	○総人口は減少傾向と推計されています。 ○家庭部門からの排出量の大部分を占めるのは電力です。 ○家庭用機器は*省エネルギー化が進んでいますが、大型化・多様化により、その電力消費量は増加する傾向にあります。 ○冷暖房の需要は夏季の高温・冬季の低温の影響を受けて増減します。
運輸部門	○運輸部門の大部分は自動車からの排出が占めています。 ○自動車保有台数は乗用車、貨物車ともに増加する傾向にあります。 ○*エコカーの導入意識の高まりや、燃料電池車等、次世代エコカーの技術開発により、今後排出量の削減が期待されます。
廃棄物部門	○ごみ排出量は微減傾向にあります。

4 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 削減目標設定の考え方

本市では、国が示した削減目標を踏まえ、短期目標、長期目標を設定します。

(2) 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標

本市における目標に対する基準は、本計画当初基準年度の 2011 年度とします。

国は、2016 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030 年度における温室効果ガスの排出抑制・吸収量の間目標値として 2013 年度比で 26.0%削減としました。

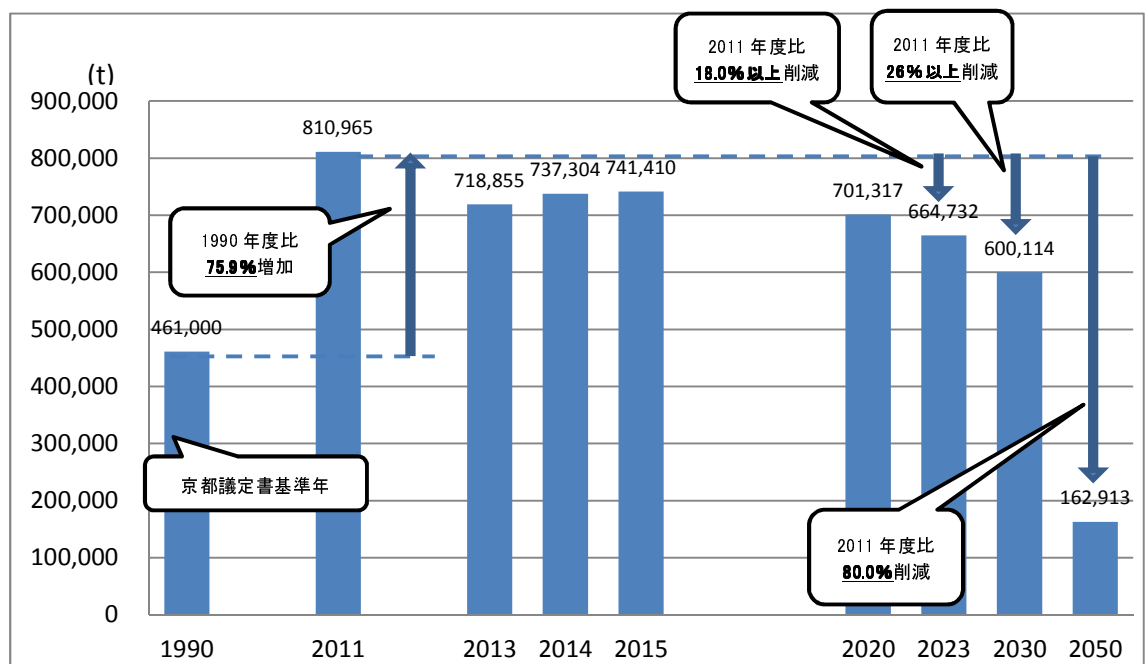
なお、2050 年度までには、80.0%削減を目指しています。この削減量は、エネルギー需要の変化やエネルギーの低炭素化が進むことを見込んだ数値です。

塩尻市地球温暖化対策実行計画 2017 年度定期見直し版における目標設定については、すでに 2020 年度の当初目標の 3.8%以上削減を達成したため、新たに 2023 年度短期目標を 18.0%以上としました。中期目標及び長期目標は、国との整合を図りそれぞれ、26%削減、80%削減とし、国や県の動向を勘案しながら、随時見直しを図ります。

～ 二酸化炭素削減目標 （2011 年度比） ～

短期目標	2023 年度までに	18.0%削減
中期目標	2030 年度までに	26.0%削減
長期目標	2050 年度までに	80.0%削減

ア 塩尻市の二酸化炭素排出量推移



イ 指標

単位：t-CO₂

項 目	基準年 (2011 年度)	2015 年度	総合計画目標 (2020 年度)	短期目標 (2023 年度)	中期目標 (2030 年度)	長期目標 (2050 年度)
全市域から排出される二酸化炭素の推計排出量	810,965	741,410	701,317	664,732	600,114	162,193
全市域の家庭から排出される二酸化炭素の推計排出量	104,758	129,566	95,895	95,044	— (排出量全体のみ設定)	

ウ 短期目標において期待される削減効果と削減目標

主な削減対策	削減効果	削減目標
○ 市民（家庭部門・廃棄物部門） ・*木質バイオマス等、*再生可能エネルギー利用設備や*省エネルギー機器の普及促進 ・省エネルギー行動やごみの減量、再生利用の推進	家庭部門・廃棄物部門の合計で約 9.3%の削減が期待されます。	総排出量 18.0%以上削減 削減量 146,233 t-CO ₂ 以上
○ 事業者（産業部門・その他業務部門） ・木質バイオマス発電所の稼働 ・木質バイオマス等、再生可能エネルギー利用設備や省エネルギー機器の普及促進 ・*塩尻環境スタンダード等、環境マネジメントシステムによる取り組み ・省エネルギー行動やごみの減量、再生利用の推進	産業・その他業務部門の合計で約 24.7%の削減が期待されます。	
○ 自動車等（運輸部門） ・*エコドライブや*エコカーの普及等	運輸部門で約 1.3%の削減が期待されます。	

※削減対策には、複数の部門にまたがる対策も含まれるため、削減効果は参考値です。

5 温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組み

温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標を達成するために、本実行計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められている 4 項目を柱として、地球温暖化防止に向けた取り組みを進めていきます。

項目 1 市民・事業者の活動促進

- 市民・事業者の*省エネルギー活動に対する意識啓発と実践
- 自動車利用の見直しの促進

項目 2 *再生可能エネルギーの利用促進

- 再生可能エネルギーの利用促進

項目 3 循環型社会の形成

- *3Rの実践によるごみの削減

項目 4 地域環境の整備及び改善

- 森林資源の有効活用と農地の保全の推進
- 市街地の緑化による二酸化炭素の吸収源の確保
- 歩行者や自転車利用者にやさしい交通環境の整備

(1) 項目 1 市民・事業者の活動促進

私たちの生活や仕事は、効率化や便利さを追求してきたことから、冷暖房や IT 機器、大型化した電化製品の普及等により大量にエネルギーを使用しています。

また、ライフスタイルやビジネススタイルは、車依存型の生活、活動時間の深夜化など近年大きく変化し、*環境への負荷増大等が懸念されています。

二酸化炭素排出量の削減のためには、日常生活や事業活動のあらゆる場面を見直し、市民・事業者が温室効果ガス排出量の削減に向けた意識を高め、積極的な活動を進めていく必要があります。

市の具体的な取り組み

ア 市民・事業者の省エネ活動に対する意識啓発を行い、その実践に努めます。

- (ア) 情報提供、環境学習、環境イベントの実施により、地球温暖化防止に関する取り組みの奨励や普及啓発を行います。
- (イ) 省資源・省エネ設備設置に対する支援を行います。
- (ウ) 住宅の新築・改修に伴う省エネ化に対する補助制度を検討します。
- (エ) 市民・事業者が温室効果ガス削減につながる取組方法、効果、事例等の情報を提供します。
- (オ) うちエコ診断、信州省エネパトロール隊等、地球温暖化防止の取り組みを行う制度の活用について情報発信します。

- (カ) 中小事業者向けに「*塩尻環境スタンダード」等の*環境マネジメントシステムの入を支援します。
- (キ) 環境マネジメントシステム（*ISO14001）を運用し、省資源・*省エネルギーの取り組みを行います。
- (ク) 公共施設の新築時や・改修時に、建物の高断熱化、設備・機器の高効率化を図ります。
- (ケ) 公共施設への省エネ機器（LED 照明等）の導入を推進します。
- (コ) 公共施設へのデマンド監視システム等使用電気量の「見える化」ができる設備の導入を推進します。

イ 自動車利用の見直しを推進します。

- (ア) 公共交通機関の利便性向上や道路環境の整備を推進します。
- (イ) 公用車への*エコカー及び次世代型エコカーの導入を推進します。

市民・事業者の取り組み方針

ア 市民

- (ア) 環境家計簿「*しおじりエコふあみりー」の活用等により電気・ガス・水道等のエネルギー使用量を把握し、省エネ活動に努めます。
- (イ) 省エネ機器やLED 照明、エコカー等、*環境負荷の少ない製品を購入します。
- (ウ) 住宅の省エネ無料診断を積極的に利用します。
- (エ) 節電や消費電力のピークシフトに協力します。
- (オ) 住宅の新築時や改修時には、建物の断熱化や省エネ機器の導入、*スマートハウス化等、省エネルギー化に配慮します。
- (カ) 自動車を購入する場合は、エコカーを検討します。
- (キ) 自動車を運転する際はアイドリングストップや緩やかな発進をする等、*エコドライブを心がけます。
- (ク) 公共交通機関や自転車の利用等、環境負荷の少ない移動を心がけます。

イ 事業者

- (ア) 塩尻環境スタンダード等、環境マネジメントシステムを活用し省資源・省エネルギーを実践します。
- (イ) 省エネルギー診断等を利用し、エネルギーの適正な利用に努めます。
- (ウ) LED 照明、再生資源を利用した製品等、環境負荷の少ない製品の導入、購入に努めます。
- (エ) 省エネタイプの空調設備等、効率的なエネルギー利用が可能となる機器（高効率機器）の導入等により、施設・設備面の省エネルギー化を推進します。
- (オ) *コージェネレーションシステムの導入によりエネルギーの有効利用を図ります。
- (カ) 工場、事務所等の新築・改修時には、*ESCO 事業を導入する等、省エネ化に配慮します。
- (キ) 節電や消費電力のピークシフトに協力します。
- (ク) 自動車を運転する際はアイドリングストップや緩やかな発進をする等、エコド

- ライブを心がけるとともに、効率の良い配送、運搬を行います。
- (ケ) *エコカー及び次世代型エコカーの導入を検討します。

環境基本計画における施策

施 策	施策の内容
環境情報の発信・意識啓発	・環境情報の発信、啓発 ・環境イベントの開催等による啓発 ・環境情報の管理及び公開
環境学習機会の充実	・学校教育等における環境学習の充実 ・環境学習機会の充実
省資源・*省エネルギーの促進	・省資源・省エネルギーの実践活動の促進 ・自動車利用の見直しの促進 ・公共施設における率先的な推進

(2) 項目 2 *再生可能エネルギーの利用促進

私たちの生活の中で使われている石油等の化石燃料は、燃焼に伴い二酸化炭素を排出するため、地球温暖化の大きな原因となっています。そのため、地球温暖化対策として資源の枯渇の恐れが少なく、エネルギーを得る際に二酸化炭素をほとんど排出しない太陽光や*木質バイオマスといった再生可能エネルギーの利用を一層進めることが重要とされています。

本市は太陽光を生かすために、太陽光発電設備に対する補助や学校への太陽光発電設備設置等、太陽光発電を中心に活用策を進めてきました。

現在、長野県・本市・民間事業者をはじめとする産学官連携体制の下、森林の再生や林業・木材産業の振興を図る「信州 F・POWER プロジェクト」により、市民の森林への関心やその恵みを享受していく機運が高まっています。これを契機に、家庭や事業所等における木質バイオマスエネルギーの更なる利活用を推進する必要があります。

加えて、引き続き、太陽光等、木質バイオマス以外の再生可能エネルギーの利活用を促進する必要があります。

市の具体的な取り組み

ア 再生可能エネルギーの有効活用

- (ア) 国、県、市等の助成制度について、積極的に情報発信します。
- (イ) 再生可能エネルギー利用設備設置に対する支援を実施します。
- (ロ) 再生可能エネルギーの活用事例の啓発を図ります。
- (エ) 一般住宅、事業所の木質バイオマスの利用を推進します。
- (オ) 市民が行う再生可能エネルギー活用事業等に対する支援を行います。
- (カ) 木質バイオマスの効率的な生産システムの構築、利用促進策等を研究します。
- (キ) 木質バイオマスの活用による基金制度を研究します。
- (ク) 公共施設への太陽光発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギーを活用した設備の導入を推進します。

市民・事業者の取り組み方針

ア 市民

- (7) *木質バイオマス（薪ストーブ、*ペレットストーブ）、太陽光等の*再生可能エネルギーの活用を進めます。

イ 事業者

- (7) 木質バイオマス（薪ストーブ、ペレットストーブ、*ペレットボイラー）、太陽光等の再生可能エネルギーの活用を進めます。
(4) 再生可能エネルギーの普及に協力します。

環境基本計画における施策

施 策	施策の内容
環境情報の発信・意識啓発	・ 環境情報の発信、啓発 ・ 環境イベントの開催等による啓発 ・ 環境情報の管理及び公開
環境学習機会の充実	・ 学校教育等における環境学習の充実 ・ 環境学習機会の充実
再生可能エネルギーの有効活用	・ 再生可能エネルギーの有効活用 ・ 再生可能エネルギーの自給体制の構築によるエネルギーの*地産地消の促進 ・ 公共施設における率先的な導入推進

(3) 項目 3 循環型社会の形成

ごみの発生・排出抑制や再使用・再生利用といった*3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践し、ごみの排出量を減少させることは、ごみ処理に係る二酸化炭素排出量の削減や、新たな製品の製造、流通、販売過程等、各段階で発生する二酸化炭素排出量の削減につながります。

二酸化炭素排出量削減のための取り組みと循環型社会を形成する取り組みは共通している点が多いことから、2つの取り組みを連携させ効率的に推進していく必要があります。

市の具体的な取り組み

ア 3Rを実践し、ごみの発生抑制、リサイクル率を高め、焼却量を削減します。

- (7) 分別方法をわかりやすく情報発信します。
(4) 生ごみの発生抑制について啓発します。
(ウ) ごみ焼却灰の再生利用を推進します。
(エ) 廃食用油から*BDF（バイオディーゼル燃料）を精製し、燃料としてごみ収集車等に利用します。

- (オ) 家庭系ごみ（古着、小型家電製品、廃陶磁器、おもちゃ等）のリユース・リサイクルを推進します。
- (カ) 市ホームページや広報しおじりの利用により不用品交換を支援します。
- (キ) 家庭系及び事業系生ごみの資源化促進と資源有効活用を行います。（たい肥等）
- (ク) 給食残さのたい肥化を推進し、花壇整備等に活用します。
- (ケ) 下水処理時に発生する汚泥の減量化や再生利用・再使用を推進します。
- (コ) 地域、学校等と連携して資源物の回収を推進します。
- (サ) 自治会や関係団体と連携した地区説明会を実施します。
- (シ) 3ない（もったいない・食べ残しをしない・レジ袋をもらわない）運動を推進します。

市民・事業者の取り組み方針

ア 市民

- (ア) ごみを正しく分別します。
- (イ) 食材を使い切るエコ・クッキングや食べ物を残さないようにすることで、生ごみの発生抑制に努めます。
- (ウ) 食品ロス削減のため「*30・10（さんまる・いちまる）運動」に取り組めます。
- (エ) 生ごみを排出するとき、できるだけ水分を切り、生ごみの水分の減量に努めます。
- (オ) マイバックを持参し不要なレジ袋を断る、簡易包装を選ぶ等、ごみ減量に努めます。
- (カ) 「しおじり e-Life Fair」等、リユース、リサイクル活動を積極的に参加します。
- (キ) 原材料がリサイクルされている等、*環境負荷の少ない製品を購入・利用します。
- (ク) 生ごみ処理機や*ダンボールコンポスター等による生ごみのたい肥化に取り組めます。

イ 事業者

- (ア) ごみを正しく分別します。
- (イ) 梱包用品の再使用化や梱包・包装の簡素化を進め、ごみの発生を抑制します。
- (ウ) 食品ロス削減のため「30・10（さんまる・いちまる）運動」に協力します。
- (エ) 紙の使用量の削減や再生紙利用等、資源の有効利用に努めます。
- (オ) 環境にやさしく、リサイクルしやすい製品の開発や製造、販売に努めます。
- (カ) 原材料がリサイクルされている等、環境負荷の少ない製品を購入・利用します。
- (キ) ごみの減量化や再使用・再生を推進します。

環境基本計画における施策

施 策	施策の内容
環境情報の発信・意識啓発	・環境情報の発信、啓発 ・環境イベントの開催等による啓発 ・環境情報の管理及び公開
環境学習機会の充実	・学校教育等における環境学習の充実 ・環境学習機会の充実
ごみ減量の促進	・ごみの発生抑制対策の推進
再使用・再生利用の促進	・再使用・再生利用の促進 ・循環型社会構築に向けた地域との連携

(4) 項目 4 地域環境の整備及び改善

2050 年度までに二酸化炭素排出量を 2011 年度比で 80%削減するためには、各個人等による取り組みだけではなく、二酸化炭素排出量の少ないまちづくりが必要となります。

森林や農地には、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の緩和をはじめ、豊かな生態系の保持、水源の保持、洪水や土砂災害の防止といった多面的な機能を有しています。間伐や農地の保持によりこのような多面的な機能を整備、保持することが温室効果ガス排出量の削減につながります。

また、市内で生産された農産物を選び、買うこと（*地産地消）で、国内外からの長距離輸送により発生する二酸化炭素を減らすことができます。

他に、二酸化炭素の排出量を削減するために本市に求められるまちづくりとして、二酸化炭素吸収源としての「緑地の保全と緑化の推進」、公共交通機関の利便性や歩行者・自転車利用の安全性等を向上させるための「交通環境の整備」があげられます。

市の具体的な取り組み

ア 森林資源の有効活用と農地の保持を推進します。

- (ア) 公共施設における県産材の利用を促進します。
- (イ) 間伐材を利用した木製品による*木育を推進します。
- (ウ) 間伐材の活用方法の研究や流通システムの整備を推進します。
- (エ) 公共施設への*木質バイオマスを利用した設備の導入を推進します。
- (オ) 農地パトロールや農地流動化を促進します。
- (カ) *中山間地における農業の*多面的機能を保持します。
- (キ) 学校給食での塩尻産農作物の使用等により、地元で生産されたものを地元で消費する地産地消を進めます。

イ 緑地の保持や市街地の緑化を行い二酸化炭素の吸収源の確保に努めます。

- (ア) *緑地協定の制度を周知します。
- (イ) 身近な公園や緑地を整備します。

ウ 歩行者や自転車利用者にやさしい交通環境の整備を進め、自動車利用の減少に努めます。

- (ア) 公共交通機関の利便性向上や道路環境の整備を推進します。

市民・事業者の取り組み方針

ア 市民

- (ア) *ペレットストーブや薪ストーブ等により*木質バイオマスの活用に努めます。
- (イ) 木製品や農作物の*地産地消を心がけます。
- (ウ) 二酸化炭素の吸収源となる身近な緑を守り、増やします。
- (エ) 公共交通機関や自転車の利用等、*環境負荷の少ない移動を心がけます。

イ 事業者

- (ア) ペレットストーブや薪ストーブ、*ペレットボイラー等により木質バイオマスの活用に努めます。
- (イ) 二酸化炭素の吸収源となる緑の保持や緑化の促進に協力します。
- (ウ) 周辺環境との調和を図り、環境の保持に努めます。

環境基本計画における施策

施策	施策の内容
協働による環境保全	・ 市民と連携した景観づくりの推進
省資源・*省エネルギーの促進	・ 自動車利用の見直しの促進
*再生可能エネルギーの有効活用	・ 再生可能エネルギーの有効活用 ・ 再生可能エネルギーの自給体制の構築によるエネルギーの地産地消の促進 ・ 公共施設における率先的な導入推進
木質バイオマスエネルギーの普及拡大	・ 森林資源の有効活用
農業の*多面的機能の保持	・ *耕作放棄地の解消及び未然防止 ・ 農地の多面的利用の促進
美しい景観の保全・形成	・ 都市景観の保全・形成

6 地球温暖化への適応策

地球温暖化への対策は、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減といった「緩和策」とともに、地球温暖化に伴う気候変動やその影響に対して、人や社会への影響を軽減する「適応策」も重要です。

適応策を進めるには、地域の気候変動の実態やその影響を詳細に把握する必要があります。

長野県においては県内の公的機関が観測している気温、雨量等のデータを集め、温暖化の予測や対応に役立てる「信州・気候変動モニタリングネットワーク」により気候変動の詳しい実態を把握するとともに、長期的な観測によって気候変動が暮らしや生産活動にどんな影響を与えるかを予測し、土砂災害や熱中症、デング熱等の感染症への備え、農作物の品種改良、生態系変化への対応等、温暖化の進展に応じた効果的な適応策につなげようとしています。

本市においては、地域の自然の変化を追跡する県の温暖化モニタリング調査等への参加を市民に促すとともに、県の適応策に準じて施策を進めていきます。